

3-3. 事故が発生したときの手続き

「そなえよつねに保険」は、「ボーイスカウト活動」中の事故を補償する保険です。

保険金の請求にあたっては、「ボーイスカウト活動」中に事故が生じたことを確認するため、必ず**活動計画書**及び**参加者名簿**が必要になります。

1. ケガをしたとき

保険に加入した方が、ボーイスカウト活動中や往復途上での事故によりケガをした場合には、速やかに**(事故が発生した日から30日以内に)**、**《日本連盟 安心・安全制度推進室》**まで連絡してください。ご連絡に基づき、「事故発生状況受付簿(傷害用)」をFAX等によりお送りいたしますので、下記事項をご記入の上、FAX等にてご返信ください。

【記入する事項】

- ① 負傷者の氏名、生年月日、性別及び連絡先
- ② 所属する都道府県連盟、団名
- ③ 加入区分(加盟登録員(加盟員番号)/仮入隊者/親族)
- ④ 事故の日時、場所及び具体的状況
- ⑤ ケガの内容や原因、医療機関名、治療期間(見込み)

事故の連絡を受けた後、ケガをした方(もしくはその代理者)宛に、保険金の請求に必要な書類を日本連盟より直接送付いたします。

【保険金請求に必要な書類】

- ① 保険金請求書(事故の報告を受け付けた後、日本連盟より送付します)
- ② 事故が生じた「ボーイスカウト活動」の活動計画書及び参加者名簿
- ③ 医療機関を受診した際の領収書(または医療機関が発行する診断書)
- ④ その他、日本連盟が指示する資料(※)

(※) 保険金請求額の内容により、診断書の提出を求める場合があります。この場合、診断書の取得費用は保険金の支払対象外となります。

死亡保険金については被保険者の遺族(法定相続人に限ります)、それ以外の保険金については被保険者本人へ、保険会社より直接保険金が支払われます。

2. 対物賠償責任を負う恐れのある事故を起こしたとき

対物賠償責任を負う恐れのある事故が発生した団は、事故発生後速やかに（事故が発生した日から30日以内に）、《日本連盟 安心・安全制度推進室》まで連絡してください。

ご連絡に基づき、「事故発生状況受付簿（賠償責任用）」をFAX等によりお送りいたしますので、下記事項をご記入の上、FAX等にてご返信ください。

【記入する事項】

- ① 加害者の氏名、生年月日、性別及び連絡先
- ② 所属する都道府県連盟、団名、団委員長の氏名及び連絡先
- ③ 加入区分（加盟登録員（加盟員番号）／仮入隊者／親族）
- ④ 被害者の氏名、連絡先
- ⑤ 事故の日時、場所及び具体的状況
- ⑥ 損壊した財物の損壊程度

事故の連絡を受けた後、加害者が所属する団へ、保険金の請求に必要な書類を日本連盟より送付いたします。事故の状況が把握できるよう現場写真や修理・交換のための見積書が必要になる場合があります。相手方との示談に際しては、事前に日本連盟と十分相談してください（日本連盟への事前の相談なく示談した場合には、保険金が支払われない場合があります）。

東京連盟	〒100-0005	〒100-0005	東京本部
大阪連盟	〒550-0001	〒550-0001	大阪本部
名古屋連盟	〒460-0001	〒460-0001	名古屋本部
福岡連盟	〒810-0001	〒810-0001	福岡本部
札幌連盟	〒060-0001	〒060-0001	札幌本部